

○串間市条件付一般競争入札（事後審査型）実施要綱

令和8年3月31日串間市告示第20号

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び清掃業務等（以下「建設工事等」という。）について実施する条件付一般競争入札のうち、入札参加資格の審査を入札執行後に行う入札（以下「事後審査型」という。）に関し、入札事務の適正かつ円滑な実施を図るため、串間市財務規則（昭和41年串間市規則第3号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- （2） 測量 測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量をいう。
- （3） 建設コンサルタント業務 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントが行う業務をいう。
- （4） 地質調査業務 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定に基づく登録を受けている者が行う業務をいう。
- （5） 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定に基づく登録を受けている者が行う業務をいう。
- （6） 清掃業務等 清掃業務、警備保障業務、廃棄物処理業務、廃棄物収集運搬業務、貯水槽等維持管理業務、浄化槽等清掃業務、害虫駆除業務、草刈・樹木せん定業務、コールセンター業務、設備及び工作物並びに機器保守管理点検業務、施設管理業務、人材派遣業務、給食調理業務、医療・医事業務、運送業務、環境・衛生調査業務、騒音・振動測定業務、埋蔵文化財発掘調査・分析等業務、アンケート調査業務、基本計画作成業務、電算処理業務、電子システム等開発業務、イベント企画・運用業務、デザイン作成業務、広告・映像作成業務、地図等製作業務、印刷製本業務その他委託業務をいう。

(7) 条件付一般競争入札 一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による入札方法をいう。

(対象の建設工事等)

第3条 条件付一般競争入札の対象は、別表に定めるもので、串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程（昭和59年串間市告示第4号。以下「指名基準規程」という。）第9条に基づき設置された指名審査会（以下「指名審査会」という。）が決定したものとす。

2 指名審査会は、前項で決定した建設工事等が次のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

(1) 緊急を要するため条件付き一般競争入札を行う時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。

(2) 前号を除くほか、決定後の事情変更により条件付き一般競争入札の対象とすることが適当でないと市長が認めるとき。

(3) 市長は、第1項の規定にかかわらず、建設工事等の指名競争入札において落札者がいない場合は、その入札方式を条件付一般競争入札に変更することができる。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名基準規程第4条に規定する指名競争入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。

(3) 入札公告の日から入札参加資格の確認日までの間において、指名基準規程第10条に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 主取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、規程第4条に規定する指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。

(6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若

しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

(7) 同一の条件付一般競争入札において、次のいずれかに該当する他の者が参加していないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社相互の関係にある者。

イ 一方の会社の代表権を有する者又は役員（持株会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役及び法人格のある各種組合の理事。ただし、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下「役員等」という。）が他方の会社の役員等を現に兼ねている者。（一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

ウ 一方の会社の役員等が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者。

エ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員又は代表権を有する者と夫婦関係にある者。

オ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と同一住所地（同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。）に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にある者。

2 前項に規定するもののほか、建設工事等ごとに、次に掲げる事項について当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

- (1) 営業所の所在地に関する事項
 - (2) 同種又は類似の工事における法第27条の29第1項に規定する総合評定値の点数
 - (3) 指名基準規程第2条に規定する等級格付に関する事項
 - (4) 同種又は類似の工事における実績に関する事項
 - (5) 配置予定の技術者に関する事項
 - (6) その他入札参加資格として必要と認められる事項
- (営業所の所在地に関する事項についての原則)

第5条 前条第2項第1号に掲げる事項については、市内に主たる営業所（本店をいう。）

を有する者（以下「市内業者」という。）を原則とする。ただし、市内業者が少数である場合、又は特殊な工事である等の理由により市内業者のみでは競争性が確保できないと認められる場合には、市内業者以外の者を条件付一般競争入札に参加させることができる。

（入札参加資格等の決定）

第6条 第4条に掲げる入札参加資格は、あらかじめ指名審査会の審査を経て、決定するものとする。

（最低制限価格の設定）

第7条 この要綱による条件付一般競争入札においては、最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たないものについては、これを無効とする。

（入札公告）

第8条 施行令第167条の6の規定による公告（以下「入札公告」という。）の方法は、串間市役所本庁舎の掲示場に掲示するとともに、串間市公式サイト又は入札情報サービスシステム（宮崎県公共事業情報サービスをいう。）において公表するものとする。

（入札説明書等の閲覧）

第9条 入札公告は、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

- （1） 入札公告の写し
- （2） 条件付一般競争入札公告共通事項書
- （3） 特記仕様書
- （4） その他業務又は施工の内容を把握するために必要と認められる設計書及び工事図面等の資料

2 入札説明書等は、原則として串間市公式サイトに掲載するものとする。ただし、技術的な理由等により串間市公式サイトに掲載することが困難な場合は、配布又は閲覧を行う。

（入札説明書等に関する質問及び回答）

第10条 入札説明書等に関する質問は、公告日から入札日の4日前までに質疑書（別記様式第1号）を受け付けるものとする。

2 質問に対する回答は、入札日の2日前までに行うものとする。

（入札参加手続）

第11条 入札に参加しようとする者は、入札日の4日前までに条件付一般競争入札参加申込

書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

2 入札に参加しようとする者が条件付一般競争入札参加申込書を受理された後、都合により入札に参加できなくなった場合は、入札辞退届を提出しなければならない。

（工事費内訳書の提出）

第12条 工事費内訳書は、入札書とともに提出するものとする。

（落札候補者の決定等）

第13条 市長は、開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格で入札した者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札の決定を保留するものとする。

2 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合は、くじにより落札候補者の順位を決定する。

（入札参加資格確認申請）

第14条 落札候補者は、入札参加資格確認申請書（別記様式第3号。以下「申請書」という。）及びそれぞれ次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出するものとする。

- （1） 同種工事等施工（業務）実績調書（別記様式第4号）
- （2） 配置予定技術者等に関する調書（別記様式第5号）
- （3） 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- （4） 経営事項審査結果通知書の写し
- （5） その他資格確認を行うため公告において提出を求める書類

2 申請書及び確認資料の提出は、入札日の翌日から起算して3日以内に市長に提出するものとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

3 提出期限日以後は、申請書及び確認資料の修正及び再提出を認めないものとする。

4 提出期限日までに申請書及び確認資料を提出しない場合又は資格確認のために市長が行う指示に従わない場合は、落札候補者がした入札は無効とする。

5 落札候補者が複数の建設工事等の落札候補者となり、いずれかの建設工事等にしか技術者を配置できない等の理由により対象工事等を施工できないと判断した場合は、財務課に連絡した上で入札参加資格確認辞退届（別記様式第6号）を提出するものとする。

6 市長は、申請書及び確認資料が提出された日から5日以内に資格確認を行うものとする。
ただし、資格確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

7 市長は、審査結果を入札参加資格審査結果調書（別記様式第7号）により取りまとめ、
申請書及び確認資料とともに保管するものとする。

（落札者の決定等）

第15条 市長は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定し、当該確認結果を入札参加資格確認結果通知書（別記様式第8号。以下「結果通知書」という。）により、落札者に通知するものとする。

2 市長は、落札候補者に入札参加資格がないとした場合においては、結果通知書により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。

（入札参加資格がないとした者に対する理由の説明）

第16条 入札参加資格がないとされた結果通知書を受理した者は、当該結果通知書を受理した日から起算して3日以内に、市長に対して入札参加資格再審査申出書（別記様式第9号。）により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の入札参加資格再審査申出書を受理したときは、再度第14条第6項に規定する資格確認を行い、当該入札参加資格再審査申出書を受理した日から起算して5日以内に、理由の説明を求めた者に対して再審査回答書（別記様式第10号）により回答するものとする。

3 前項の回答に当たり、入札参加資格があると認める場合は、指名審査会の審査を経て、入札参加資格がないとした結果通知書を取り消すとともに、入札参加資格があるとする結果通知書により回答するものとする。

4 前項の場合に次条第2項の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、その旨を入札参加資格確認中止通知書（別記様式第11号）により当該他の落札候補者に通知するものとする。

（次順位者の資格確認）

第17条 市長は、第1順位の落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、次順位者又は次に低い価格で入札した者を落札候補者として入札参加資格の審査を行うものとし、以後

入札参加資格を満たす落札候補者が確認できるまで予定価格の範囲内で入札価格の低い価格を入札した順に入札参加資格の審査を行うものとする。

- 2 前項の規定による資格確認は、入札参加資格がないとされた落札候補者に第15条第2項に規定する通知をした日から行うことができる。ただし、当該落札候補者から前条第1項に規定する入札参加資格再審査申出書を受理したときは資格確認を中断するものとし、第14条第6項に規定する期間を算定するに当たり、当該中断の期間を除くものとする。

(費用の負担等)

第18条 第14条に規定する申請書及び確認資料並びに第16条に規定する入札参加資格再審査申出書（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に要する一切の費用は、提出する者の負担とする。

- 2 提出書類は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出書類は、返却しない。

(入札の無効等)

第19条 財務規則第113条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この要綱及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (4) 工事費内訳書の提出を要する建設工事について、当該工事費内訳書の提出がない者のした入札

(入札結果の公表)

第20条 市長は、条件付一般競争入札において落札者及び落札金額が決定したときは、当該条件付一般競争入札に係る入札者名及び入札者ごとの各回の入札金額を速やかに公表するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象の建設工事等	予定価格
土木工事一式、建築工事一式、電気工事、水道施設工事、造園工事、舗装工事、管工事、その他工事、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、清掃業務等	3,000万円以上
管工事（水道指定店）	1,500万円以上
解体工事	1,000万円以上